

川口市身体障害者自動車改造費補助金のご案内

身体障害者が就労等のために使用する自己が所有し運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を助成します。

☆対象者・・・市内に居住し、住民票を有し、身体障害者手帳の交付を受けているかたで下記の要件を満たすかた

- (1) 免許証に改造を必要とする旨の条件が付記されていること
- (2) 取得助成を行う月の属する年度の前年度の所得税課税所得金額が、特別障害者手当の所得制限額を超えないこと

☆助成額・・・10万円以内 ※予算がなくなり次第終了

※自動車改造前に障害福祉課へ必ずご相談ください。

改造後の申請は助成の対象外となりますのでご注意ください。

☆申請の流れ☆

- (1) 自動車改造前に障害福祉課へご相談ください。対象になるかの確認をします。
- (2) 自動車改造前に申請書、見積書などの必要書類を提出してください。
- (3) 審査後、補助金交付決定通知書を郵送いたします。
- (4) 自動車改造を依頼してください。(改造後、必ず領収書をもらう。)
- (5) 自動車改造後に実績報告書や領収書などの必要書類を提出してください。
- (6) 審査後、確定通知書を郵送し、助成額を申請者の口座に振り込みます。(3週間ほど)

☆必要書類☆

自動車改造前

- (1) 身体障害者手帳(写し)
- (2) 運転免許証(写し)※両面
- (3) 改造を要する経費の見積書(社印が押してあるもの。改造の詳細が分かるもの。)
- (4) 改造前の写真
- (5) 車検証写し(本人又は同居家族の名義のもの)
※電子車検証の場合は、申請者が保有する電子機器で車検証情報を表示してください。
- (6) 川口市身体障害者自動車改造費補助金交付申請書(様式第1号)

自動車改造後

- (1) 口座振替依頼書(ご本人様名義のもの)
- (2) 改造後の写真
- (3) 領収書(本人名義のもの。社印が押してあるもの)
- (4) 川口市身体障害者自動車改造費補助金実績報告書(様式第3号)
- (5) 補助金交付請求書(様式第5号)

☆注意事項☆

- ・転入等により川口市で所得状況が確認できないかたは、税証明などが必要となる場合があります。

ご不明な点は川口市役所障害福祉課給付係までご連絡ください。

電話番号・・048-271-9443